

うるま市みどり条例施行規則

平成21年1月13日

規則第2号

改正 平成26年12月24日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市みどり条例(平成17年うるま市条例第143号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審議会への諮問)

第3条 市長は、次に掲げる事項について、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第2条に定めるうるま市景観みどり審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、答申を受けるものとする。

- (1) 条例第6条第1項に規定するみどりの基本計画の策定に関する事項
- (2) 条例第7条第1項に規定する保存樹等の指定に関する事項
- (3) 条例第10条第1項に規定する保存樹等の指定の変更又は解除に関する事項
- (4) 条例第19条第1項に規定する緑化協定の締結に関する事項
- (5) 条例第21条第1項に規定するみどりの月間を実施する事業計画に関する事項
- (6) 条例第23条に規定する助成又は援助に関する事項
- (7) その他特に市長が必要と認める事項

(保存樹等の指定基準)

第4条 条例第7条第4項の規定による規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する樹木等とする。ただし、商品としての樹木等は除く。

- (1) 樹木については、1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上、又は高さが8メートル以上であること。
- (2) 登はん性樹木については、枝葉の面積が20平方メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木については、高さが2.5メートル以上であること。
- (4) 樹林については、その集団の存する土地の面積が300平方メートル以上であること。
- (5) 生垣をなす樹木の集団については、その生垣の長さが20メートル以上であること。
- (6) その他市長が特に指定の必要があると認めるもの

(保存樹等の指定期間)

第5条 条例第7条第4項の規定による規則で定める指定期間は、5年とする。ただし、事前に所有者等から保存樹等の指定解除の申出がなかった場合は、同条第5項の同意を得たとみなし、引き続き5年間指定期間を延長するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

(保存樹等の指定)

第6条 条例第7条第2項の規定による所有者等の同意は、保存樹等指定同意書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第7条第3項の規定による所有者等への通知は、保存樹等指定通知書(様式第2号)によるものとする。

3 条例第7条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 指定期間

(3) 所在地及び範囲

(4) 樹種

(5) 本数又は面積等

(6) 所有者等の氏名

(指定の変更又は解除)

第7条 条例第10条第1項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除の申出は、保存樹等指定(変更・解除)申請書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第10条第1項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除したときの所有者等への通知は、保存樹等指定(変更・解除)通知書(様式第4号)によるものとする。

3 条例第10条第1項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除があったときの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号及び変更年月日又は解除年月日

(2) 指定期間

(3) 所在地及び変更範囲

(4) 樹種

(5) 変更後本数又は変更後面積等

(6) 所有者等の氏名

(所有者等の変更等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による土地及び保存樹等の所有権その他の権限移転の届出

は、保存樹等所有者等の変更等の届出書(様式第5号)によるものとする。

(保存樹等衰弱・枯死・滅失・移植の届出)

第9条 条例第12条第2項の規定による保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときの届出は、保存樹等(衰弱・枯死・滅失)届出書(様式第6号)によるものとする。

2 所有者等は、保存樹等を移植しようとするときは、保存樹等移植届出書(様式第7号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(標識の記載事項)

第10条 条例第13条第1項の規定による規則で定める標識は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 保存樹等の区分
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地及び範囲
- (4) 樹種
- (5) 本数又は面積等
- (6) 所有者等の氏名
- (7) 市の表示

(保存樹等管理台帳)

第11条 条例第14条の規定による規則で定める台帳は、保存樹等管理台帳(様式第8号)によるものとする。

(緑化協定の内容)

第12条 条例第19条の規定による緑化協定は、次に掲げる事項について締結するものとする。

- (1) 緑化協定の区域及び面積
- (2) 緑化協定の有効期限
- (3) 緑化の目標に関する事項
- (4) 実施期間に関する事項
- (5) 緑化計画に関する事項
- (6) 市長が行う技術上の指導若しくは助言又は樹木等の斡旋に関する事項
- (7) その他緑化に関する事項

2 市長は、前項の規定による緑化協定の締結があったときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 緑化協定の区域及び面積
- (2) 緑化協定の有効期間
- (3) 緑化協定をする者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地及び名称)
- (4) 緑化協定の概要  
(みどりの月間)

第13条 条例第21条の規定による毎年度の各種事業を重点的に実施する期間は、審議会の意見を聴いて定めるものとする。

2 前項に定める期間は、「うるま市みどりの月間」と称する。

(助成金の交付)

第14条 条例第23条の規定によるみどりの保全及び緑化の推進のための必要な助成は、みどり助成金(以下「助成金」という。)として予算の範囲内において交付することができる。

(助成金の申請手続等)

第15条 前条の規定により助成金の交付を受けようとする市民、事業者及び団体(以下「市民等」という。)は、みどり助成金交付申請書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定する助成金の交付申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、みどり助成金交付決定通知書(様式第10号)により市民等に通知するものとする。

3 助成金の交付を受けた市民等は、事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、みどり助成金実績報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた市民等が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 条例第10条第1項の規定により指定を解除したとき。

(立入調査)

第17条 条例第25条の規定による立入調査は、うるま市みどりの環境調査員(以下「調査員」という。)が行うものとする。

2 調査員は、職員のうちから市長が任命する。

3 条例第25条第2項の規定による所有者等への通知は、保存樹等立入調査通知書(様式第12号)によるものとする。

4 条例第25条第3項の規定による身分を示す証明書は、うるま市みどりの環境調査員証(様式第13号)によるものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月24日規則第43号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

保 存 樹 等 指 定 同 意 書

年 月 日

うるま市長 様

所有者等  
住 所  
氏 名



条例第7条第1項に規定する保存樹等として指定することについて、次のとおり同意します。

保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
所在地	
樹種	
指定内容 (本数又は面積)	
指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
同意の条件	

様式第2号(第6条関係)

保 存 樹 等 指 定 通 知 書

年 月 日

所有者等

住 所

氏 名

様

うるま市長



条例第7条第1項の規定により、保存樹等の指定をしたので、同条第3項により通知します。

保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
所 在 地	
樹 種	
指 定 内 容 (本数又は面積)	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号

様式第3号(第7条関係)

保存樹等指定(変更・解除)申請書

年 月 日

うるま市長 様

所有者等  
住 所  
氏 名

㊟

条例第10条第1項の規定により、保存樹等の指定の(変更・解除)したいので申請します。

保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
所 在 地	
樹 種	
内 容	
理 由	

様式第4号(第7条関係)

保存樹等指定(変更・解除)通知書

年 月 日

所有者等  
住 所  
氏 名

様

うるま市長



条例第10条第1項の規定により、保存樹等の指定の(変更・解除)をしたので、同条第2項により通知します。

年 月 日	年 月 日
保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
所 在 地	
樹 種	
内 容	

様式第5号(第8条関係)

保存樹等所有者等の変更等の届出書

年 月 日

うるま市長 様

所有者等  
住 所  
氏 名



条例第12条第1項の規定により、土地(保存樹等)の所有権その他の権限を移転したいので届け出ます。

保存樹等の区分	年 月 日 頃( )
譲受人の住所及び氏名	
保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
所在地	年 月 日 ~ 年 月 日
樹種及び譲渡本数等	

様式第6号(第9条関係)

保存樹等(衰弱・枯死・滅失)届出書

年 月 日

うるま市長 様

所有者等  
住 所  
氏 名

㊟

条例第12条第2項の規定により、保存樹等が(衰弱・枯死・滅失)したので届け出ます。

保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
所 在 地	
樹 種	
区 分	衰 弱 枯 死 滅 失 (該当するものを○で囲んで下さい)
衰弱・枯死・滅失 の本数 又は面積等	

様式第7号(第9条関係)

保 存 樹 等 移 植 届 出 書

年 月 日

うるま市長 様

所有者等  
住 所  
氏 名

㊟

条例施行規則第9条第2項の規定により、保存樹等を移植したいので届け出ます。

保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
所 在 地	
樹種及び移植 の本数又は面積 等	
理 由	
行為開始の時	年 月 日



様式第9号(第15条関係)

みどり助成金交付申請書

年 月 日

うるま市長 様

申請人  
住 所  
氏 名 ㊟

条例第23条の規定により、みどり保全及び緑化の推進のため、みどり助成金を交付していただきますよう申請します。

申 請 額	金 _____ 円			
歳入歳出予算書	歳 入	項 目	予 算 書	説 明
	計			
	歳 出	項 目	予 算 書	説 明
計				
事業計画書				

様式第10号(第15条関係)

みどり助成金交付決定通知書

うるま市指令第 号  
年 月 日

申請人  
住 所  
氏 名 様

うるま市長 

年 月 日付け、申請のあったみどり助成金交付申請について交付決定したので、うるま市みどり条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

交付決定額	金_____円
条 件	
備 考	

様式第11号(第15条関係)

みどり助成金実績報告書

年 月 日

うるま市長 様

申請人  
住 所  
氏 名 (印)

年 月 日付け、うるま市指令第 号でみどり助成金の交付を受けた事業が完成したので、うるましみどり条例施行規則第15条第3項の規定により提出します。

決 算 額	金 _____ 円			
歳入歳出決算書	歳入	項 目	決 算 額	説 明
		.....	.....	.....
		.....	.....	.....
	計			
	歳出	項 目	決 算 額	説 明
		.....	.....	.....
.....		.....	.....	
計				
事業実績の概要				

様式第12号(第17条関係)

保 存 樹 等 立 入 調 査 通 知 書

年 月 日

所有者等

住 所

氏 名

様

うるま市長



条例第25条第1項の規定により、貴殿が所有する保存樹等の存する土地へ立ち入らせ、必要な調査を行いますので通知します。

立入り年月日	
立入り目的	
立入り職員	
保存樹等の区分	樹木、樹林、屋敷林、生垣、その他( ) (該当するものを○で囲んで下さい。)
所在地	
備考	

様式第13号(第17条関係)

うるま市みどりの環境調査員証

年 月 日

うるま市長



下記の職員は、うるま市みどりの環境調査員であることを証します。

<p>写 真</p>	<p>発行番号 : 第 号 所 属 : 氏 名 : 生年月日 :</p>
<p>(割印をすること)</p>	
<p>1 本証は、みどりの保全及び緑化の推進に関し、保存樹等の存する土地等への立ち入り等必要な調査を行うときは、必ず携帯しなければならない。 2 本証は、前項の調査を行うときに、関係者に提示しなければならない。 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 本証の有効期限は、発行の日から2年とする。</p>	

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第15条関係)

様式第10号(第15条関係)

様式第11号(第15条関係)

様式第12号(第17条関係)

様式第13号(第17条関係)